

2006.08.01

2008.07.30一部改訂(事務局連絡先)

2011.06.29 一部改訂(事務局連絡先)

2020.08.31 一部改訂(英語名称・用語・幹事資格・事務局業務・附則・事務局連絡先)

多文化共生社会における日本語教育研究会

規 約

1. 【会の名称】

- ・本会は「多文化共生社会における日本語教育研究会」と称する。
- ・本会の英語名称を「Association of Japanese Language Education in multicultural societies」とする。

2. 【目的】

- ・本会は、日本語教育の在り方を考えるため、年少者教育と地域日本語教育活動とを二本の柱として、年少者および成人に対する日本語教育の在り方と日本社会側の受け入れ能力開発について、多角的かつ総合的に研究、考察し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

3. 【組織】

- ・本会の最高決議機関として、全会員をもって構成する全体会を置く。
- ・実務執行機関として幹事会を置く。幹事会は、代表幹事、副代表幹事、その他の幹事5名以上をもって構成する。
- ・幹事会を構成する幹事は全体会において選任する。
- ・幹事の任期は2年とし連続3期までの再任は可とする。

4. 【会員】

- ・本会の目的に賛同して入会登録をした者をもって会員とする。会員は日本語教育学会会員に限るものではない。
- ・入会希望者は幹事会の承認を経て、全会員への報告をもって入会登録とする。

5. 【会費】

- ・会費額については、特に定めず、必要に応じて徴収する。

6. 【活動内容】

会の目的を遂行するため、以下に掲げる活動を行う。

- ・年少者教育に関して、子どもの発達と学習・教育環境の問題を中心に研究する。同時に、ホスト社会側の受け入れ能力を含めた多文化教育の必要性について考察する。
- ・地域日本語教育の現状を把握するための実態調査を行う。同時に、地域日本語教育における公的日本語教育の在り方について調査・研究を行う。
- ・年少者教育および地域日本語教育に必要な文法シラバスを構築し、その観点による教材を作成する。
- ・年少者教育および地域日本語教育に活用しうるメディア・リテラシー要素について考察する。
- ・多文化共生社会における言語教育の在り方について、海外の事例研究も視野に入れた調査研究を行う。

7. 【運営】

- ・全体会は、全会員をもって組織し、各年度に1回またはそれ以上開催するものとする。
- ・全体会は、研究会の各年度の事業計画、収支予算、事業活動報告、収支決算報告を審議し、議決する。

8. 【幹事】

- ・本研究会に、役員として幹事を置く。幹事は、全体会において選任し、任期は2年とする。
- ・幹事の互選によって代表幹事候補を全体会に推薦し、全体会の承認をもって選任する。代表幹事は研究会を代表する。
- ・幹事のうちから副代表幹事を選任し、副代表幹事は代表幹事を補佐し、必要に応じて代表幹事を代行する。
- ・幹事は幹事会を組織し、研究会の運営に当たる。幹事会は、会員の入会承認、事業計画の策定、予算の管理執行、事業活動報告の作成等の業務を行う。

9. 【事務局】

- ・本研究会は、幹事間および会員間の連絡および会計等の事務を行う事務局を置く。
- ・事務局は、会員名簿の管理、収支決算報告の作成等の業務を行う。
- ・事務局の設置場所は幹事会が決定する。

【附則】

- ・本会は、日本語教育学会による登録承認があった日をもって設立とし、本会規約は、その日から施行する。
- ・日本語教育学会の公益法人化に伴い、テーマ別研究会が廃止されたため、2016年度より、同学会の連携協力事業「日本語教育研究・実践ネットワーク（Net-J）」の加盟団体として活動する。

○ 事務局（連絡先）

多文化共生社会における日本語教育研究会事務局
680-8550 鳥取市湖山町南 4-101
鳥取大学教育支援・国際交流推進機構 御館研究室内
TEL: 0857-31-5748
FAX: 0857-31-6065
E-mail: otachik アット tottori-u.ac.jp

○ 本研究会の発起人（所属はすべて設立時点のもの）

幹事 庵功雄（一橋大学）
尾崎明人（名古屋外国語大学）
門倉正美（横浜国立大学）
新矢麻紀子（大阪産業大学）
平高史也（慶応大学）
山田泉（法政大学）
米勢治子（東海日本語ネットワーク）